

本人の意向を汲み取る方法(検討用たたき台)

(基本方針)

○ 人事評価に当たり本人の意向を汲み取る方法として、裁判官から考慮してもらいたい事項等を記載した書面(自己申告書面)を提出してもらうとともに、それも踏まえて第1次評価者が本人と面談する機会を設けるということにしてはどうか。

(自己申告と面談のプロセスを設ける意義)

○ 評価者が、本人からその職務遂行に関係した事項等について自己申告を受け、さらに本人と面談をすることによって、評価者において新たな情報を把握したり、既に得ている情報の正確性について吟味したりすることができるなど、評価の客観性を担保するために有益である。

○ 評価者が、このプロセスを通じて、本人に対し評価に関する認識をフィードバックすることにより、本人が自己の特性、問題点等を認識する契機となり、自己研さんに資することに

なる。

○ 評価者に対して本人の弁明の機会を提供することにもなるので、評価に対する本人の納得性を高めることにもつながる。

(参考)

※ 司法制度改革審議会意見

「評価に当たっては、例えば自己評価書を作成させるなど、本人の意向を汲み取る適切な方法…を検討すべきである。」

(面談による申告か、書面による申告か)

○ 自己申告と面談のプロセスを設ける意義の重要性に照らすと、自己申告書面による申告が適当であろう。また、評価者との面談に先立って、本人から自己申告書面が提出されていれば、面談が円滑に、しかも充実した形で実施されよう。しかし、自己申告を希望しない裁判官にそれを強制するのは適当でないので、その記載自体は任意的なものとするか。

○ もとより、自己申告の記載の有無の事実それ自体をもって、人事評価に反映させるようなことをしてはならないことは当然であり、制度化に当たっては、それを明確にするか。

(自己申告書面の記載事項)

○ 自己申告書面の記載事項としては、評価の対象となる期間における職務活動に関係する事項を中心に、評価に当たり考慮してもらいたい事項等を自由に記載できるようにしてはどうか。

○ 自己申告書面の記載事項としては、「従事した職務活動について」とした上で、記載することが考えられる事項を例示して、参考に供することが考えられる。

なお、いわゆる自己評価については、民間部門において、目標管理の手法による業績評価の一環として自己評価制度が採用されている例があるが、裁判官の職務の特殊性にかんがみると、一律にそのような手法を採用することは適切でない。ただ、自らの担当職務に関する目標なり実績について、自己申告書面に記載してはならないとするまでの必要はないであろう。

○ 記載することが考えられる例

- ・ 事件処理について指摘しておきたい事項(例えば, 事件処理に当たり, 成果があった点, 配慮・工夫した点, 苦労した点等を記載する。)
- ・ 事件処理以外について指摘しておきたい事項(例えば, 事件処理以外の日常の事務, 職員・司法修習生に対する教育・指導等に関し, 成果があった点, 配慮・工夫した点, 苦労した点等を記載する。)
- ・ その他, 評価に当たり参考になる事項, 考慮してもらいたい事項等

(参考)

※ フランス

評価の対象となる司法官が,「司法官の活動についての記述」,「従事した職務の活動」という記載欄が設けられている人事評価に関する書類を作成している。

この書類には, 評価の対象となる期間において, 自分がどのような活動をしたかを総合的に記載することになっている。具体的には, 担当した職務の内容, 事件の種類, 判決等の数, 委員会活動への参加, 付属的な活動等について記載する。客観的な事実を記載するものであり, 自らの活動についての自己評価を記載するものではない。

※ イギリス(ウェールズ・チェスター)

非常勤地方判事について, 評価制度の一部として自己評価表を作成する方法が採用されている。自己評価表の記載事項としては,「これまでどのような種類の事件を審理し, その分配 はどのようなものだったか。」「過去1年間の仕事内容についてもっとも満足している点は何か。」「どのような困難を経験したか。」「自分の仕事ぶりをどのようにすればより良くすることができたと思う

か。」「昨年度の間にどのような研修を受けたか、研修の成果はあったと思うか。」「今後更にどのような研修又は助けが必要だと思うか。」「過去12か月間に何回指導官と連絡を取ったか。」「その他付け加えたいことはないか。」等である。

(評価者との面談)

- 第一次評価者は、裁判官の人事評価を行うに先立って、本人から提出された自己申告書面をも踏まえ、評価に関して本人と面談を行うこととする。
- 第一次評価者は、この面談に際しては、前記の面談の意義を踏まえて行う必要がある。話題事項としては、例えば、自己申告書面に記載することが考えられる例に列挙した事項のほか、次期異動における任地の希望、担当事務についての希望等が考えられる。
- 第一次評価者のもとに、本人の評価に影響を及ぼす情報がもたらされている場合には、面談の際にその事実関係について確認することが適当である。
- 面談対象者が多数に及ぶ庁においては、第一次評価者のほか、その代行者も担当することができるようにしてはどうか。